



ご家族が亡くなり相続開始となった場合、遺言書の有無を確認していただきます。
見つかった遺言書の種類によってお手続きの仕方が異なりますので、以下でご案内します。

公正証書遺言の場合

- ① 遺言書で遺言執行者の指定がある場合…その方がお手続きをします。
 - ② 遺言書で遺言執行者の指定がない場合…家庭裁判所に申立てをし、遺言執行者を選任してもらいます。
 - ・ 遺言執行者がいる場合は遺言執行者が、いない場合は相続人全員で、遺言書の内容通りに相続手続きを行います（預貯金口座の解約・名義変更、不動産の相続登記等）。
- ※手続きに必要な書類等は事前に各機関にお問い合わせください。
(預貯金…銀行・郵便局等、不動産登記…法務局)



公正証書遺言以外の場合（自筆遺言など）

- ・ 家庭裁判所の検認が必要です。また、封がしてある場合には勝手に開けてはいけません。ただし、法務局で保管されている自筆証書遺言は検認は不要です。
- ※検認とは…相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言の形状・加除訂正の状態・日付・署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続きです。
- 遺言の有効・無効を判断する手続きではありません。**
- ① 遺言書の保管者、または遺言書を発見した相続人が家庭裁判所に検認の申立てをして、検認の手続を行います。
 - ② 検認後、遺言書の内容に沿って遺言執行をします。

遺言がない場合

※全相続人により遺産を分割する方法を協議して決定する必要があります。その上で遺産分割協議書を作成してください。

- ・ 遺産分割協議書は、相続人だけで作成することもできますが、公証人に相談していただければ公正証書として作成することもできます。
- この場合、必要書類等をお送りいただいた後、証書作成まで1カ月程度お時間を頂いています。作成時に、法定相続人全員に公証役場にお越しいただき、証書内容を確認の上、署名・押印をして頂きます。

遺言公正証書の作成をお勧めします



遺言を作成されていない場合、相続人全員で話し合って遺産分割協議書を作成することになりますが、相続人がどこにいるのか不明などの場合は、その方々の署名と押印をもらうのに大変な手間がかかります。そのような場合に備えて、遺言書を作成しておくことをお勧めしますが、自筆証書遺言は、法的に問題が生ずる可能性の高いものです（内容の法的不備、改ざんのおそれなど）。公正証書遺言は、法的知識のある公証人が作成し、公証役場で保管しますから、法的に問題がなく、改ざんのおそれもありません。残された家族にとって扱いやすい遺言書になります。